

成育医療等の提供に関する主な施策

調査研究

厚生労働省子ども家庭局 母子保健課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review）について

※資料1～3における関連項目
（主なもの。以降のページも同様）

1. 概要

予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review 以下「CDR」という。）は、子どもが死亡した時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死亡原因の検証を行うことにより、効果的な予防策を導き出し予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的とするもの。

2. 政府の方針等

(1) 児童福祉法改正の附帯決議（衆議院）（H29.5.31）

虐待死の防止に資するよう、あらゆる子どもの死亡事例について死因を究明するチャイルド・デス・レビュー制度の導入を検討すること。

(2) 「新しい社会的養育のビジョン」骨子（H29.8.2）

CDRに関して、厚生労働科学研究（平成28～30年度）と併行し、実現のために省庁横断的に検討を進め、法的整備も含めた制度の在り方について検討を行い（平成31～32年度）、それに基づき実現を図る。

(3) 成育基本法（H30.12.8）

国及び地方公共団体は、成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報に関し、その収集、管理、活用等に関する体制の整備、データベースの整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(4) 死因究明等推進基本法（R1.6.6）

国は、この法律の施行後三年を目途として、死因究明等により得られた情報の一元的な集約及び管理を行う体制、子どもが死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報の収集、管理、活用等の仕組み、あるべき死因究明等に関する施策に係る行政組織、法制度等の在り方その他のあるべき死因究明等に係る制度について検討を加えるものとする。

(5) 成育医療等基本方針（R3.2.9）

子どもの死亡時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯、解剖結果等に関する様々な情報を基に死因調査を行うことにより、効果的な予防対策を導き出し予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的としたChild Death Review（CDR）について、予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業の実施等を通じ、その体制を整備する。

(6) こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（R3.12.21）

こどもの死亡の原因に関する情報の収集・分析・活用などの予防のためのこどもの死亡検証（チャイルド・デス・レビュー（CDR））の検討を進める。

(7) 第208回国会における岸田内閣総理大臣施政方針演説（R4.1.17）

こども家庭庁が主導し、縦割り行政の中で進まなかった、教育や保育の現場で、性犯罪歴の証明を求める日本版DBS、こどもの死因究明、制度横断・年齢横断の教育・福祉・家庭を通じた、こどもデータ連携、地域における障害児への総合支援体制の構築を進めます。

3. CDRに関連する取組

(1) 厚生労働科学研究費補助金（健やか次世代育成総合研究事業）

H28～30「突然の説明困難な小児死亡事例に関する登録・検証システムの確立に向けた実現可能性の検証に関する研究」

H31～R3「わが国の至適なチャイルドデスレビュー制度を確立するための研究」

R4～6「子どもの死を検証し予防に活かす包括的体制を確立するための研究」

(2) 子どもの死因究明の推進に係る関係局プロジェクトチーム（平成29年10月17日付設置）

子ども家庭局審議官を座長、子ども家庭局母子保健課長及び医政局医事課長を副座長とする関係部局によるPTを設置。

(3) 予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業（令和2年度より予算事業実施）

体制整備に向けた検討材料とするため、一部の都道府県において、実施体制の整備をモデル事業として試行的実施。

予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業

R4予算：1.1億円（1.1億円）

【令和2年度創設】

目的

- 予防のための子どもの死亡検証は、子どもが死亡した時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死因調査を行うことにより、効果的な予防対策を導き出し予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的とするもの。
- 今般、成育基本法や、死因究明等推進法の成立を踏まえ、一部の都道府県において、実施体制の整備をモデル事業として試行的に実施し、その結果を国へフィードバックすることで、体制整備に向けた検討材料とする。

内容

（1）CDR関係機関連絡調整会議

医療機関、行政機関、警察等と子どもの死亡に関する調査依頼や、これに対する報告などの連携を行うため、関係機関による調整会議を実施し、データの収集等を円滑に行う環境を整える。

（2）情報の収集・管理等

子どもの死亡に関する情報（医学的要因、社会的要因）を関係機関から収集し、標準化したフォーマット（死亡調査票）に記録。

（3）多機関検証ワーキンググループ（政策提言委員会）

死因を多角的に検証するため、医療機関、行政機関、警察等の様々な専門職や有識者を集めて検証委員会を開催し、検証結果を標準化したフォーマット（死亡検証結果表）に記録する。さらに、都道府県に対し、検証結果をもとに今後の対応策などをまとめた提言を行う。

<事業イメージ>



【事業の流れ】

- ① 推進会議により、関係機関からのデータ収集の環境を整える。
- ② 関係機関より収集したデータの整理等を行う。
- ③ 整理されたデータに基づき様々な機関を招集し、検証WGを開催。
- ④ その後、まとめられた検証結果をもとに、検証WGから都道府県に対し、今後の対応策などをまとめた提言を行う。

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体 : 都道府県
- ◆ 補助率 : 国10 / 10
- ◆ 補助単価案 : 年額 11,962,700円

事業実績

- ◆ 実施自治体数 : 8自治体（北海道、福島県、群馬県、山梨県、三重県、滋賀県、京都府、香川県）
- ※ 令和4年度変更交付決定ベース

予防のための子どもの死亡検証体制整備事業【拡充】

R4 予算：母子保健衛生対策推進事業委託費2.1億円の内数（1億円の内数）

目的

- 子ども虐待による死亡事例等の検証（子ども家庭局）や消費生活用製品に係る重大製品事故（消費者庁）等の死亡に関する検証結果について、予防可能な子どもの死亡という観点から情報収集を行うとともに、データベース化を図る。
- 国民に予防可能な死があることを認知いただくとともに、予防のための子どもの死亡検証結果管理運営事業によりまとめられた具体的な予防策についての周知及び医療、保健、教育等の分野が連携した子どもの死の予防に取り組んでいただくよう広報啓発を行うことを目的とする。

内容

1. CDRプラットフォーム事業

(1) 情報の収集・管理【一部新規】

「予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業」において実施されたCDRの結果に加え、既に存在する虐待事例検証や製品安全に関する検証等の事故死亡に関する検証の結果について、予防可能な子どもの死亡という観点から情報収集を行う。

(2) CDRポータルサイトの運用【新規】

(1) で収集・管理した予防可能な子どもの死亡に関する情報について、一覧性があり、検索がしやすい形に管理したプラットフォームを整備し、検索をしたい際に有用なポータルサイトの運用を行う。

(3) 都道府県への技術的支援

CDRにおける検証の標準化を図るため、都道府県間の情報共有のための会議の運営を行うとともに、各都道府県に対し、検証体制整備に関する技術的助言を行う。

2. 予防可能な子どもの死亡事故に関する広報啓発事業【新規】

(1) ウェブ広告

ウェブ広告や動画サイト等のCM枠を活用して、予防可能な子どもの死亡事故についての予防策を普及・啓発する。

(2) テレビでのPR

乳幼児を抱える親が子どもと一緒にみる番組とタイアップしての予防可能な子どもの死亡事故の予防について普及・啓発する。

(3) シンポジウムの開催

子どもを事故で亡くした遺族の方や、CDRに取り組みされてきた研究者の方を集めてのシンポジウムを年に一回開催し、国民に予防可能な子どもの死亡事故の予防について普及・啓発する。

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：民間団体（公募により決定）
- ◆ 補助率：定額

令和3年度 予防のための子どもの死亡検証体制整備事業概要

No.141

令和3年度予防のための子どもの死亡検証体制の整備等に係る研究（受託者：PwCコンサルティング合同会社）において、

- (1) 令和3年度モデル事業実施都道府県への技術的支援(都道府県情報共有会議等)
- (2) 令和2年度モデル事業実施都道府県における取組結果の把握として、各自治体においてまとめられた予防策の整理及び傾向の分析等を実施。

(1) 都道府県情報共有会議の開催

令和3年4月から令和4年2月にかけて、都道府県情報共有会議を計7回開催

開催回	内容
第1回 令和3年4月22日	・令和3年度モデル事業の体制・手引きについて ・モデル事業調査結果の公表について ・死亡小票目的外利用申請について
第2回 令和3年5月20日	・令和3年度モデル事業の全体像・進め方 ・令和2年度事後評価より参考情報の共有
第3回 令和3年7月2日	・情報収集における関係機関の連携・推進会議の持ち方 ・遺族への訪問について（好事例の紹介）
第4回 令和3年8月17日	・スクリーニング・個別／概観検証の進め方 ・事業結果の取りまとめ・公表について
第5回 令和3年10月1日	・令和3年度モデル事業の進め方 ・死亡小票から把握した事例に係る公表・時期について ・令和2年度より導出された提言の共有
第6回 令和3年12月3日	・参加自治体による中間報告 ・令和3年度事業報告について
第7回 令和4年2月14日	・令和3年度報告書・事後評価について ・自治体への技術的支援について意見聴取

(2) 令和2年度各都道府県で導き出された予防策の特徴 (一部抜粋)

- 睡眠中の事故対応・防止
 - ・乳幼児突然死症候群（SIDS）の危険性・予防策の周知
 - ・医療従事者と地域の保健従事者によるうつぶせ寝や不適切な寝具による睡眠中の窒息事故を防止することの周知
- 交通事故対応・防止
 - ・保護者・地域住民による見守りが強化されるよう住民に周知
 - ・シートベルト着用率向上のため、保護者に対する運転免許更新時、子どもに対する交通教室での指導の実施
- 水の事故対応・防止
 - ・ライフジャケット等安全器具の着用について広く啓発
 - ・子どもの水難事故が起こりやすい河川を把握できる授業等の実施
- 周産期死亡の予防
 - ・将来の妊娠のための葉酸等の栄養摂取について啓発
 - ・妊婦に向けた夜間休日を含めた緊急時のかかりつけ医等の相談先の確認を指導
- マルトリートメント対応・防止
 - ・虐待の早期発見・早期対応のための保健師等への研修会実施
 - ・医療機関が要支援児童・特定妊婦等を把握した場合の行政機関との連携の強化
- 自殺防止
 - ・保護者・教育関係者への自殺の予兆を見逃さないための啓発
 - ・子どもと保護者に対する相談窓口の利用方法の周知

我が国では、窒息や溺水、転落を始めとする事故等によって、14歳以下の子どもが毎年200人ほど亡くなっている。防ぐことのできる事故を可能な限り防止する必要がある。

＜子どもの事故防止のために必要な取組＞

- ①保護者の事故防止意識を高めるための啓発活動を効果的に実施
 - ②教育・保育施設等の関係者による取組
 - ③事故防止に配慮された安全な製品の普及
- 等を総合的に取り組む

令和3年度 連絡会議構成員（課長級）

省庁名	構成員	省庁名	構成員
消費者庁	消費者安全課長（議長）	厚生労働省	政策統括官付参事官（総合政策統括担当）
内閣府	子ども・子育て本部参事官 （子ども・子育て支援担当）	厚生労働省	子ども家庭局母子保健課長
警察庁	刑事局捜査第一課長	農林水産省	消費・安全局消費者行政・食育課長
総務省消防庁	総務課長	経済産業省	商務情報政策局産業保安グループ製品安全課長
文部科学省	総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長	国土交通省	総合政策局バリアフリー政策課長
		海上保安庁	交通部安全対策課長

○開催状況

＜平成28年度＞

第1回会議（平成28年6月7日）

第2回会議（平成28年11月2日）

第3回会議（平成29年3月28日）

＜平成29年度＞

第1回会議（平成29年10月30日）

第2回会議（平成30年3月27日）

＜平成30年度＞

会議（平成31年3月26日）

＜令和元年度＞

会議（令和2年2月18日）

＜令和2年度＞

会議（令和3年3月5日）

＜令和3年度＞

会議（令和4年3月23日）

消費者や事業者等に幅広く周知するため、プレスリリースの公表に加え、消費者庁ウェブサイト、メールマガジン、パンフレット、SNSといったツールを活用

プレスリリース



News Release

令和3年6月2日



子どもの歯磨き中の嘔突き事故などに気を付けましょう！
— 8歳以下の子どもの事故が多発発生しています —

6月4日から6月10日までの1週間は「歯と口の健康週間」です。この週間は、歯と口の健康に関する正しい知識の普及啓発を目的として、厚生労働省、文部科学省、日本歯科医師会、日本学校歯科医師会が実施しています。

むし歯予防や口の中の衛生のため、歯磨きは大切な生活習慣です。また、乳幼児期から自分で歯磨きしたり仕上げ磨きをしたりしてもらうなど、子どもにとっても歯磨きは毎日の習慣である一方で、歯ブラシをくわえたまま転倒し、歯を突くなどの事故情報も、医療機関から寄せられています。

平成28年4月から令和3年3月末までに、6歳以下の事故情報が120件報告され、そのうち3歳以下の事故が104件となっています。報告された事故の中には、歯ブラシの口の中や歯に刺さって集中治療室に入室する必要があるなどの重大な事例が含まれています。歯ブラシによる嘔突き事故などを防止するため、特に、事故が多い1歳から3歳頃の子どもの自分で歯磨きをするときは、以下のことに気を付けましょう。

- (1) 保護者がそばで見守り、床に座らせて歯磨きをさせましょう。子どもが歯ブラシを口に入れたり、手に持ったりしたまま歩き回ると、転倒してけがをする危険があります。
- (2) 子ども用歯ブラシは、嘔突き防止対策をしたものを選び、保護者が仕上げ磨きをする歯ブラシと使い分けをしましょう。

1. 医療機関から寄せられた事故情報
(1) 事故発生件数と受傷要因別比率
医療機関ネットワーク事業の参画医療機関からは、6歳以下の子どもの

メールマガジン

※ 未就学児の保護者等を対象に、子どもの思わぬ事故を防ぐための注意点や豆知識を配信。消費者庁ウェブサイトにも掲載。

登録者数：約2万4千人
(令和5年2月28日時点)

Vol.569 パン等による子どもの窒息や誤嚥(ごえん)に気を付けましょう!



子どもの口の大きさは横径で約4cm、これより小さいものは子どもの口に入らず入り、窒息の原因になる場合があります。



出典：政府広報オンライン

カットパンによる乳児の窒息事故(事例1、2)が発生したことを受け、1歳前後の乳幼児に食品を与える際は、無理なく食べられるよう、小さく切つて与え、飲み込むまで目を離さないよう国民生活センターが注意喚起を行っています(※1)。

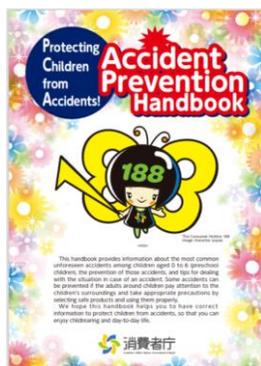
- 事例1
「カットパンを一つ丸く飲み込もうとして窒息。救急搬送されたが死亡した。」(10か月)
- 事例2
「ちぎったカットパンを食べさせたところ窒息した。」(11か月)

パンフレット

※ 未就学児に予期せず起こりやすい事故とその予防法・対処法のポイントをまとめたもの。ウェブサイトへの掲載のほか冊子版も配布。
配布部数：約18万部(令和5年2月28日時点)



【日本語版】



【英語版】



【中国語版】

Twitter

「消費者庁 子どもを事故から守る！」
公式Twitter (@caa_kodomo)

※ 子どもの事故防止に役立つ情報の発信

フォロワー数：
約2万1千人
(令和5年2月28日時点)



経緯など

- 全国で学校現場における重大事故・事件発生
 - ・ 体育活動中の事故（京都市プール事故、平成24年）
 - ・ 食物アレルギーによる給食事故（調布市給食事故、平成24年）
 - ・ 自然災害（大川小学校事故、平成23年）等
 - 情報公開や原因の検証に対する学校及び設置者の対応について、国民の関心の高まり（平成26年大川小学校事故検証報告書）
 - 有識者会議を開催し、事故後対応の在り方、対応の実態について議論（平成26年度）。事故後対応の在り方について検討（平成27年度）
 - 平成28年3月、「学校事故対応に関する指針」を取りまとめ。平成28年度から、同指針に基づく事故後の調査の実施、重大事故が発生した場合は、学校から学校の設置者等への報告を行うこと、死亡事故が発生した場合には、都道府県教育委員会等を通じて国への報告を行うことなどを都道府県等に依頼
 - 令和2年3月、国において提出された報告書を基に情報を蓄積、教訓とすべき点を整理した上で、全国の学校の設置者等に周知
 - 令和3年5月、指針に基づく対応の徹底及び基本調査の結果や詳細調査への移行状況について、国へ情報提供を行うよう都道府県等に通知
- ※幼稚園・認定こども園における事故、児童生徒の自殺、食物アレルギー事故には個別に対応指針があるため、本指針は適用されない。

実施状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 ※3
死亡事故	36	20	28	20	11	16
詳細調査 ※1 (死亡事故)	5	2	3	0	0	3
詳細調査 ※2 (死亡以外)	4	4	0	1	0	0

※1 「指針」では学校の管理下における死亡事故について、文科省に事故直後一報することを求めている。その件数。

※2 「指針」に基づき設置者等が行った詳細報告書の件数(文科省に提出されたもの)。

※3 年度は事件・事故の発生時による(令和4年5月1日時点)。

指針に基づく対応

未然防止のための取組

- 教職員研修の充実、各種マニュアルの策定・見直し
- 安全教育の充実、安全管理の徹底
- 事故事例の共有(情報の集約・周知)
- 緊急時対応に関する体制整備

事故発生

事故発生直後の対応

- 応急手当の実施
- 被害児童生徒等の保護者への連絡

初期対応時の対応

- 死亡事故及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故については、学校の設置者等に事故報告
- 死亡事故については都道府県教育委員会等を通じて国に報告
- 学校による基本調査(教職員・児童生徒等への聴き取り等、調査開始から3日以内を目処に終了し、整理した情報を学校の設置者に報告)

学校の設置者による 詳細調査への移行の判断 (R3.5.25通知)

基本調査の結果・詳細調査への移行状況について、都道府県教育委員会等を通じて国に報告

詳細調査の実施

- 学校の設置者等が、中立的な立場の外部専門家等からなる調査委員会を設置して実施
- 調査委員会又は学校の設置者は調査結果を被害児童生徒等の保護者に説明(調査の経過についても適宜適切に報告)
- 調査結果を学校の設置者等に報告、報告を受けた調査結果については、都道府県教育委員会等を通じて国に提出

再発防止策の策定・実施

- 学校、学校の設置者等は報告書の提言を受け、速やかに具体的な措置を講ずる、講じた措置及び実施状況について、適時適切に点検・評価
 - 国は、提出された報告書を基に情報を蓄積、教訓とすべき点を整理した上で、全国の学校の設置者等に周知(文部科学省HP※4に掲載)
- ※4 「学校事故対応に関する指針」に基づく詳細調査報告書の横断整理(作成・公表)

健やか次世代育成総合研究事業



令和4年度予算：318,545千円

【背景】2025年にかけて団塊の世代が後期高齢者になる一方で、その後は高齢者数がピークを迎える2040年頃にかけて、現役世代の人口が急速に減少していく。こうした新たな局面に対応するため、2018年4月に**健康寿命延伸**の取り組みが大臣より発表され、2040年に健康寿命を3年延伸する目標が掲げられている。その中で、母子保健の推進は現役世代の健康寿命をのばすための重点課題とされている。また**データヘルスの推進**は将来の生活習慣病をはじめとする疾病負荷の軽減、健康寿命の延伸に寄与することが期待され、母子保健は人生100年時代の始まりであり、その基盤となるものである。母子保健の向上のため、母子保健の国民運動計画である健やか親子21を推進しており、本研究事業においては健やか親子21の推進に資する研究を●**身体的**、●**精神的**、●**社会的**視点に基づいて実施し、それぞれのライフステージ、そしてより健やかな次世代を育成するサイクルを社会全体で支えることを目的とする。



- 【課題】A: 2017年出生数: **94.1**万人(人口動態推計) **過去最少**(統計が残る1899年以降)**40万**人/年以上の自然人口減
 B: 低出生体重児: **9.4%** OECD加盟国中最悪レベル(OECD平均6.5%,2013年)
 C: 10代の高い自殺率: 15-19歳 4.0→7.3/10万(1990→2015年)OECD report
 D: 産後1年間の自殺: **8.7**/10万分娩 妊婦死亡の**2倍**以上(東京都監察医務院)
 E: 増加する不妊人口・晩婚化・晩産化 (人口動態統計・国勢調査)
 F: 発達障害、虐待-被虐待の連鎖、子育ての孤立

すこやか親子21

(重点課題①) 育てにくさを感じる親に寄り添う支援に資する研究

(重点課題②) 妊娠期からの児童虐待防止対策に資する研究

● 健やかな親子関係

● 親子の心の診療

● 特定妊婦の支援や他職種連携地域支援プログラム開発(F)

(基盤課題A) 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策に資する研究

(基盤課題B) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策に資する研究

<p>性成熟期・不妊</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 不妊治療の標準化(指定:A,D) ● 不妊治療の情報提供(A,D) ● 妊娠前から出産後の女性の栄養・健康(A,B,E) ● DVや性被害を受けた女性に対する支援体制 	<p>妊娠・産褥期</p> <ul style="list-style-type: none"> ● NIPT提供体制(指定) ● NIPT支援体制 ● 生殖・周産期に係るELSI課題(指定) ● 妊産婦健診の評価(D) 	<p>新生児</p> <ul style="list-style-type: none"> ● HTLV-1感染 ● 母乳バンク整備(B) ● 体出生体重児の成長・発達評価(B) ● 母子健康手帳 	<p>乳幼児</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児の栄養・食生活(指定) ● 成長曲線(指定) 	<p>学童・思春期</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 身体的・精神的・社会的な乳幼児・学童・思春期のアセスメントツール開発(F)
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------



● 「健やか親子21(第2次)」の評価・新規課題の抽出のための研究(A-F)

バックアップ

データ基盤

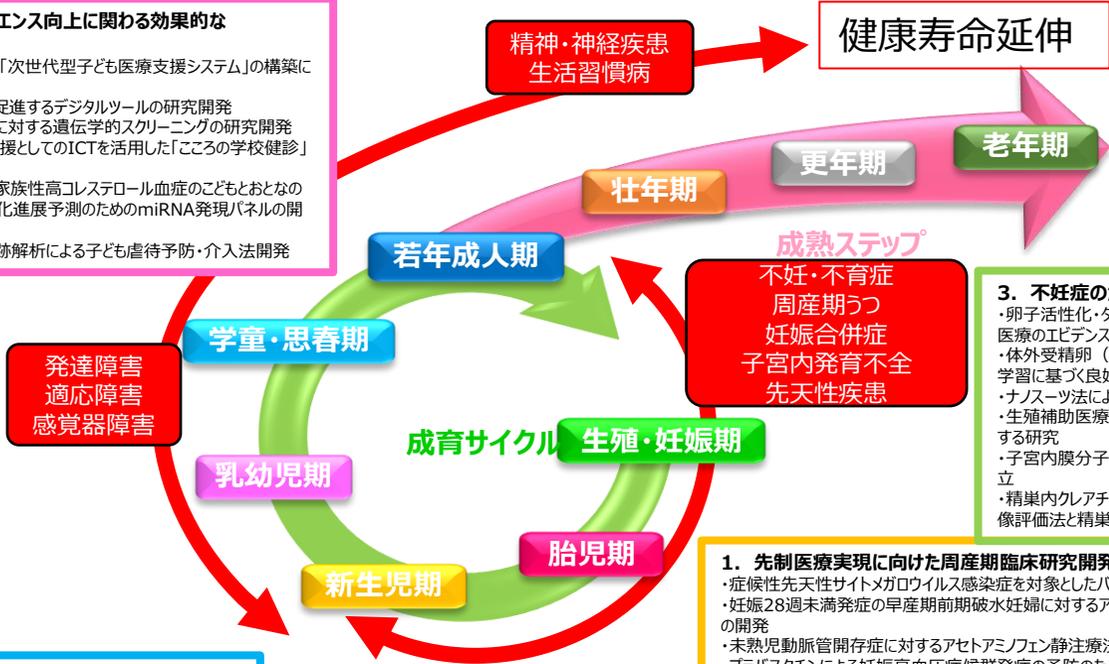
● 自治体における母子保健情報のデータ化の推進と課題の解決のための手法開発の研究(A-F)

成育疾患克服等研究事業

成育サイクルに着目した健康寿命の延伸及び少子化対策 ～個と次世代の礎となる成育サイクルの科学的エビデンス創出～

2. 乳幼児・学童・思春期のレジリエンス向上に関わる効果的な早期介入法の開発

- ICTと医療・健康・生活情報を活用した「次世代型子ども医療支援システム」の構築に関する研究
- 学童・思春期のプレコンセプションケアを促進するデジタルツールの研究開発
- 新生児・乳幼児の視覚聴覚二重障害に対する遺伝学的スクリーニングの研究開発
- 思春期のメンタルヘルス診断・予防的支援としてのICTを活用した「こころの学校健診」開発研究
- 小児生活習慣病予防健診を活用した家族性高コレステロール血症のこどもとおとなのフォローアップ体制の確立と診断・動脈硬化進展予測のためのmiRNA発現パネルの開発
- 被虐待児の脳・エピゲノムに刻まれた傷跡解析による子ども虐待予防・介入法開発



個の礎
『将来の疾病負荷の軽減先制医療』

次世代の礎
『より良い成育環境の構築・継承』

3. 不妊症の解明と質の高い生殖補助医療の開発

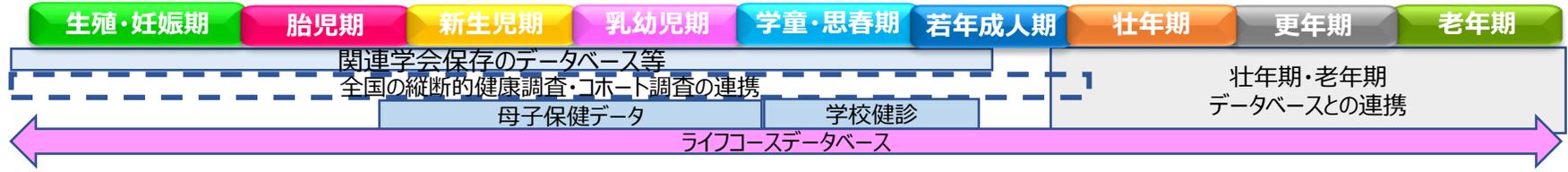
- 卵子活性化・タイムラプス・ERAの有効性・安全性検証による生殖補助医療のエビデンス創出
- 体外受精卵（胚）の着床率向上を目的とした胚のタイムラプス画像機械学習に基づく良好胚および正常核型胚スクリーニング法の開発
- ナスーツ法による精子形態評価の機械学習アルゴリズムの開発
- 生殖補助医療における出生児の長期予後と新規医療技術の影響に関する研究
- 子宮内膜分子解析と人工能による着床障害の診断戦略の確立
- 精巣内クレアチンの病態意義解明に基づく非侵襲的な精巣内造精能画像評価法と精巣内精子採取術ナビゲーションシステムの開発

1. 先制医療実現に向けた周産期臨床研究開発等の推進

- 症候性先天性サイトメガロウイルス感染症を対象としたバルガンシクロビル治療の開発研究
- 妊娠28週未満発症の早産期前期破水妊婦に対するアジスロマイシン投与による気管支肺異形成の予防法の開発
- 未熟児動脈管開存症に対するアセトアミノフェン静注療法に関する研究開発
- ブラバスタチンによる妊娠高血圧症候群発症の予防のための安全性試験
- 新生児集中治療室における精緻・迅速な遺伝子診断に関する研究開発
- 周産期にある家族の価値観を尊重した多職種連携-共有意思決定支援に基づく支援アルゴリズムと実装をめざしたフローチャートの開発
- 新生児低酸素性虚血性脳症の早期重症度診断法の開発
- 母子感染のリスク評価と先天性感染の新たな診断・予防法の開発研究
- 新生児マススクリーニング対象拡充のための疾患選定基準の確立

4. ライフコースデータに基づくエビデンス創出

- 周産期・小児領域における高品質臨床研究推進のための臨床研究コンソーシアム
- 出生コホート連携に基づく胎児期から乳幼児期の環境と母児の予後との関連に関する研究



事業目的・概要等

背景・目的

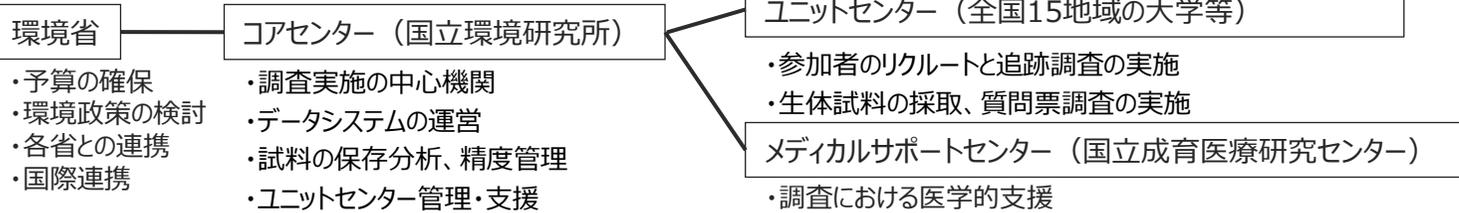
人々を取り巻く社会環境、生活環境は大きく変わってきており、それにともない、環境の汚染や変化が人の健康などに悪影響を及ぼす可能性（＝環境リスク）が増大しているのではないかと懸念があり、本事業を通して、特に国内外で大きな関心を集めている、子どもの成長・発達にもたらす影響について明らかにする。

事業概要

子どもの健康に影響を与える環境要因を明らかにするため、10万組の親子を対象とした大規模かつ長期のコホート調査として、参加者（親子）の血液、尿、母乳などの生体試料を採取保存・分析するとともに、質問票による追跡調査を行う。

2019年度より、子どもの成長過程における化学物質ばく露や健康状態を評価するための「学童期検査」や、子育て世代が化学物質のリスクと上手に向き合うことが可能な機会を広げるために、「地域の子育て世代との対話事業」を実施している。

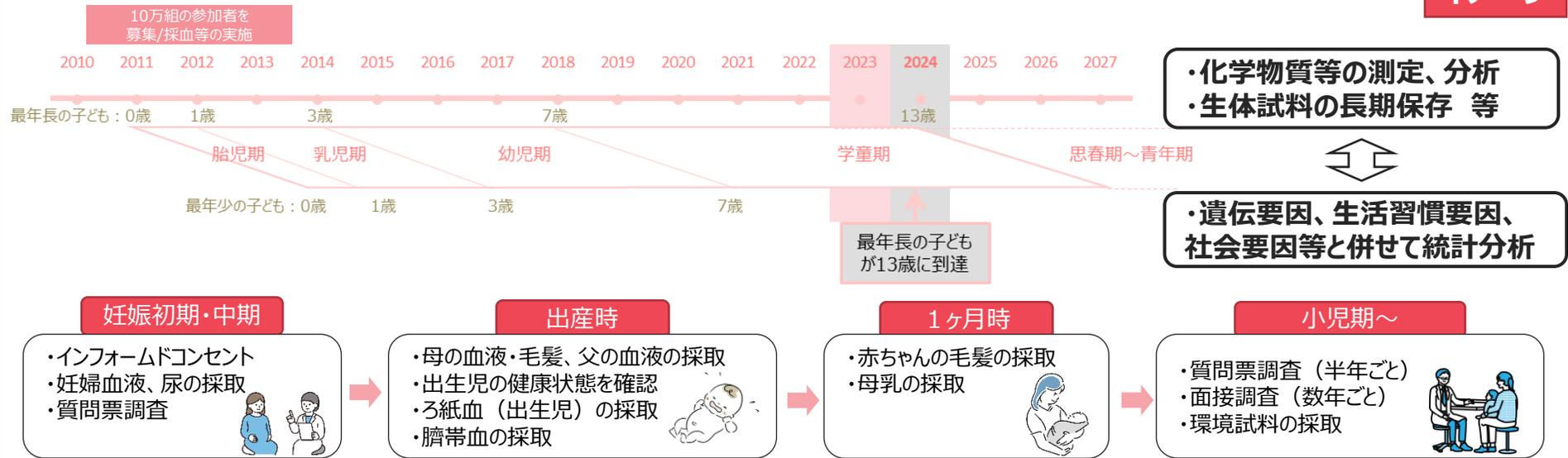
事業スキーム



期待される効果

子どもの健康に影響を与える化学物質や生活環境等の環境要因を明らかにする。また、適切な情報提供を通じて、環境リスク評価や事業者の自主的取組への反映、化学物質の規制強化など、リスク管理体制の構築を推進し、結果として、次世代育成に係る健やかな環境の実現を図る。

イメージ



これまでの論文数について

令和4年12月末時点までの全国データを用いた論文数は**325編**（令和4年度は9か月間で66編）。

論文数

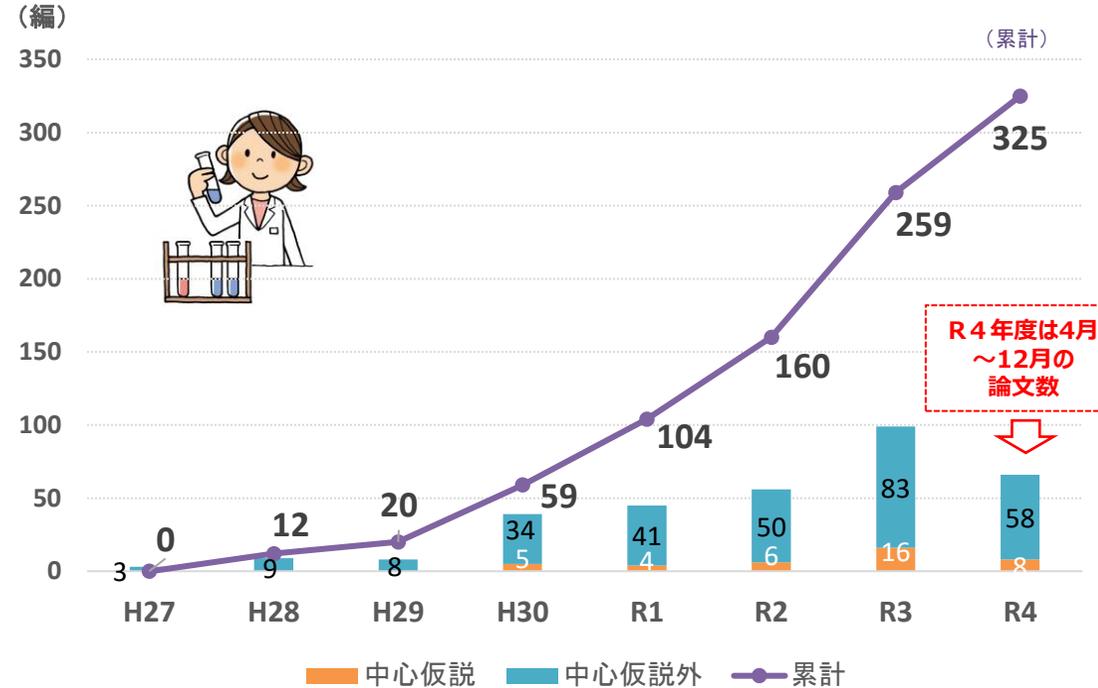
全国データを用いた論文：325編
 （中心仮説39編、中心仮説以外286編）
 （令和4年12月末時点）

ほか

- ・追加調査57編
- ・その他の論文100編 がある。

【中心仮説】

胎児期～小児期の化学物質曝露等の環境要因が、妊娠・生殖、先天性形態異常、精神神経発達、免疫・アレルギー、代謝・内分系等に影響を与えているのではないか。



今後の見込み

以下の通り、今後は**中心仮説を主軸とした成果が増える**ことが期待される。

- 今後も引き続き4歳時までのデータの論文のほか、5歳時以降のデータを用いた論文も執筆される予定
- 化学分析や健康情報の把握が進む
- エコチル調査で収集したデータ等を第三者が有効活用するための体制整備